

## ○会計規程

平成30年1月20日制定

### 会計規程

(目的)

第1条 この規程は、日吉台共有施設管理組合同規約（以下「規約」という。）第7章に定めるもののほか、会計に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(執行)

第2条 この組合の会計に関しては、理事会がこれを執行する。

(予算案の作成及び原則)

第3条 収支予算案の作成は、理事長が規約第45条第1項の規定に基づき、行わなければならない。

2 前項の収支予算案は、単式簿記によって作成する。

(予算の変更)

第4条 総会で定められた予算の変更は、理事長が規約第45条第2項から第4項までの規定に基づき、行わなければならない。

(予算の流用及び予備費の使用)

第5条 支出予算において、他の経費への予算流用が必要なときは、理事長が理事会の承認を得て行わなければならない。予備費の使用が必要なときも、また同様とする。

2 予算の流用又は予備費の使用があった場合は、決算書にその内容を記載し、翌年度の定期総会に報告しなければならない。

(決算)

第6条 会計担当理事は、毎月の収支計算書を作成し、第16条に規定する監査を受けなければならない。

(決算書類の作成)

第7条 期末における決算は、決算書（単式簿記による。）、貸借対照表及び付属明細表等の計算書類を作成しなければならない。

(出納及び帳簿)

第8条 会計に関する収入及び支出は、現金主義による複式簿記によって処理する。

2 会計伝票は、日付、内容、科目及び金額を記入し、担当事務職員がこれを起こし、会計担当理事が審査した後、理事長の承認印を得て処理する。

(現金及び預金通帳等の保管)

第9条 手許現金、普通預金及び印章は、事務職員が金庫等の施錠できる場所に保管する。

2 定期預貯金、国債・地方債で保護預かりの通帳又は証書がある場合は、会計担当

理事が貸金庫に預けるものとする。

(会計証拠書類)

第10条 伝票には、収入、支出の事実を明確に示す請求書、領収書を添付しなければならない。

2 支出の内容が社会通念上領収書を徴取し難いときは、事務局長がその旨を記載した書類を作成し、領収書に代えて処理することができる。

(帳簿の記帳)

第11条 帳簿への記帳は、すべて伝票によって行う。

(現金の照合)

第12条 事務局長及び事務職員は、現金残高と現金出納簿を業務日ごとに照合する。

(伝票及び会計帳簿)

第13条 伝票及び会計帳簿の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 伝票 入金伝票、出金伝票及び振替伝票

(2) 主帳簿 金銭出納帳、預金出納帳、経費帳及び総勘定元帳

(3) 補助簿 固定資産台帳及び什器備品台帳

(収支計算書の科目)

第14条 一般会計及び特別会計の収支計算書の科目は、会計科目細則（平成26年3月15日制定）に定めるところによる。

(帳簿等の保存期間)

第15条 帳簿及び伝票の保存期間は、文書管理規程（平成30年1月20日制定）に定めるとおりとする。

(監査)

第16条 監事による監査は、半期及び毎期決算について実施する。

(監査の内容)

第17条 監査は、次の各号に掲げる事項について実施する。

(1) 予算執行の適否

(2) 財産管理の適否

(3) 現金及び預貯金の確認

(4) 支出の妥当性の適否

(5) その他必要な事項

(監査報告)

第18条 監査の結果は、監事が報告書を作成し、理事会及び総会に報告しなければならない。

(取扱金融機関)

第19条 組合の収入について取り扱う金融機関は、資金の運用及び管理に関する細則（平成26年10月18日制定。以下「細則」という。）第8条別表に指定した金融機関とする。

(資金運用)

第20条 組合の資金の運用については、細則で定めるところによる。

(欠損処理)

第21条 維持管理費又は施設修繕積立金の未収金に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該未収金を欠損処理することができる。

- (1) 滞納者、包括承継人又は特定承継人から時効の援用の主張があったとき。
- (2) 未収金の回収に要する費用が、未収金より多額になると認められるとき。
- (3) 滞納者の所有家屋が競売により落札され、所有権が移転されたことが確認でき、かつ、特定承継人への請求が困難なとき。
- (4) 滞納者が破産手続を申し立て、破産廃止による免責決定又は破産終結が確認できたとき。
- (5) 滞納者が会社更生法による更生計画の認可決定により債権の免責が行われた場合又は民事再生法の手続を行い、認可決定が確定したとき。
- (6) 滞納者の相続人が不存在（相続人が相続を放棄した場合を含む。）の場合で、債権者として請求の申出をしても弁済が受けられないとき。
- (7) 相続権主張の催告の公告期間が満了している場合

2 前項の処理をする場合は、理事長が理事会に諮り決定する。

3 第1項の欠損処理をするかどうか判断し難い場合は、理事長は顧問弁護士に意見を求めるものとする。

4 欠損処理をした場合は、決算書に当該金額とその旨を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(会計規程の廃止)

2 会計規程（平成6年6月11日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成30年3月31日以前の会計の取扱いについては、なお従前の例による。